

## 平成28年第1回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第3号）

平成28年3月9日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 行政報告
- 第 2 議案第 4号 中頓別町行政不服審査会条例の制定について
- 第 3 議案第 5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 6号 中頓別町災害危険区域の指定に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 8号 中頓別町酪農振興支援条例の制定について
- 第 6 議案第 9号 中頓別町商工業振興支援条例の制定について
- 第 7 議案第13号 中頓別町立認定こども園条例の制定について
- 第 8 議案第14号 中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 第 9 議案第16号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第18号 中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第26号 指定管理者の指定について
- 第12 議案第27号 指定管理者の指定について
- 第13 議案第28号 指定管理者の指定について
- 第14 議案第29号 指定管理者の指定について
- 第15 議案第30号 指定管理者の指定について
- 第16 議案第47号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 追加日程第 1 議案第 4号 中頓別町行政不服審査会条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）
- 追加日程第 2 議案第 5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）
- 追加日程第 3 議案第 6号 中頓別町災害危険区域の指定に関する条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）
- 追加日程第 4 議案第 8号 中頓別町酪農振興支援条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）
- 追加日程第 5 議案第 9号 中頓別町商工業振興支援条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）

- 追加日程第 6 議案第 13 号 中頓別町立認定こども園条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）
- 追加日程第 7 議案第 14 号 中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）
- 追加日程第 8 議案第 16 号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）
- 追加日程第 9 議案第 18 号 中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）
- 追加日程第 10 議案第 26 号 指定管理者の指定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）
- 追加日程第 11 議案第 27 号 指定管理者の指定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）
- 追加日程第 12 議案第 28 号 指定管理者の指定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）
- 追加日程第 13 議案第 29 号 指定管理者の指定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）
- 追加日程第 14 議案第 30 号 指定管理者の指定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）

追 加 日 程 第 1 5 議 案 第 4 7 号  
中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について  
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)

- 第 17 議案第 39 号 平成 28 年度中頓別町一般会計予算
- 第 18 議案第 40 号 平成 28 年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算
- 第 19 議案第 41 号 平成 28 年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 20 議案第 42 号 平成 28 年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算
- 第 21 議案第 43 号 平成 28 年度中頓別町水道事業特別会計予算
- 第 22 議案第 44 号 平成 28 年度中頓別町下水道事業特別会計予算
- 第 23 議案第 45 号 平成 28 年度中頓別町介護保険事業特別会計予算
- 第 24 議案第 46 号 平成 28 年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算

○出席議員（8名）

1 番 佐 藤 奈 緒 君

2 番 長 谷 川 克 弘 君

3番 西浦岩雄君  
5番 細谷久雄君  
7番 星川三喜男君

4番 宮崎泰宗君  
6番 東海林繁幸君  
8番 村山義明君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林生吉君
教育長	田邊彰宏君
総務課長	遠藤義一君
総務課参事	長尾享君
総務課主幹	野露みゆき君
総務課主幹	工藤正勝君
総務課主幹	笹原等君
産業建設課長	中原直樹君
産業建設課技術長	山内功君
産業建設課参事	平中敏志君
産業建設課参事	藤田徹君
産業建設課主幹	永田剛君
産業建設課主幹	千葉靖宏君
保健福祉課長	矢上裕寛君
保健福祉課参事	吉田智一君
教育次長	青木彰君
会計管理者	藤井富子君
国保病院事務長	小林嘉仁君
こども館次長	遠藤美代子君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	高井秀一君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第3号のとおりです。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第1、行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

小林町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。私のほうから1点ご報告をさせていただきたいと思ひます。

けさの新聞報道にもありました天北地域生活交通ネットワーク維持計画の撤回についてであります。旧国鉄天北線の廃止に伴い、沿線自治体における地域住民の足として長年維持してきた「天北宗谷岬線」について、沿線自治体とも維持費を基金の取り崩しで補ってきており、基金の温存と将来にわたる地域公共交通の維持のため、平成27年3月から「天北線地域生活ネットワーク維持計画」を策定し、平成28年10月から「路線の再編」と「乗合タクシー運行」による対応として、関係自治体において住民説明会や各種会議での路線バスの運行状況説明や意見聴取を行ってきました。特に関係3町村においては、再編の前提となる「JRへの接続確保」に向けた「乗合タクシー」の運行について協議する「天北3町村地域公共交通会議」を設置して、乗合タクシーの運行に関する調査や検討を行ってきました。その結果、当初予定していた運行距離が延びたこと、運行割合がほぼ9割を占めること、JRへの乗降客数の調査で、想定を超える利用状況となっていることなどから、当初運行車両として考えていた10人乗ワゴン車1台から2台に、新たに小型バス（定員25人）1台の導入が必要となったことや運転手の増などにより、計画時の運行予定経費を624万円上回る1,408万2,000円（1町村469万4,000円）になることがわかりました。また、路線バス「天北宗谷岬線」の運行負担金を合わせると計画時の全体負担額を334万2,000円上回る8,943万2,000円となり、当町を除く2町村において、大幅な負担増になることが判明しました。

こうしたことから、3月4日（金）関係3町村の町村長による協議が行われ、当初の目的であった「基金の温存と将来にわたる地域公共交通の維持」に逆行するため、路線バスの再編と乗合タクシーの運行を断念することが確認され、「天北地域生活交通ネットワーク維持計画」を白紙撤回し、当面は現状の「天北宗谷岬線」の継続運行とすることを確認いたしました。

なお、当町におきましては、今後も地域住民の将来にわたる地域公共交通の確保のあり方について、どうあるべきか独自に検討をしていくこととしております。

以上であります。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今町長からご報告いただきましたように、今回乗り合いタクシーの計画の撤回ということで、けさの新聞にも出ていました。本町においては、今後も独自に検討していくというふうにあるのですけれども、まず本てんまつの説明を町民の皆さんに再度していかなければならないというふうに思うのですけれども、これどのように今後周知等をされていかれるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まだ具体的なところまでは詰めていませんけれども、地域の住民の皆さんには大変不安等も与えてきた案件でありますので、広報等によることはもちろんですけれども、説明会をどういうふうにしていくかということを考えていきたいと思いますし、あと懇談、「町長がおじゃまします」を開催してきたとき、とりわけ高齢者の皆さんなんかはこの問題、非常に不安な思いをされていました。改めてそういう機会でお話をしたところには、ぜひまたお話をする機会をつくっていく等、適切な対応を図っていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎議案第4号～議案第6号、議案第8号～議案第9号、議案第13号～議案第14号、議案第16号～議案第18号、議案第26号～議案第30号、議案第47号

○議長（村山義明君） 日程第2、議案第4号 中頓別町行政不服審査会条例の制定の件、日程第3、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定の件、日程第4、議案第6号 中頓別町災害危険区域の指定に関する条例の制定の件、日程第5、議案第8号 中頓別町酪農振興支援条例の制定の件、日程第6、議案第9号 中頓別町商工業振興支援条例の制定の件、日程第7、議案第13号 中頓別町立認定こども園条例の制定の件、日程第8、議案第14号 中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定の件、日程第9、議案第16号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第10、議案第18号 中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第11、議案第26号 指定管理者の指定の件、日程第12、議案第27号 指定管理者の指定の件、日程第13、議案第28号 指定管理者の指定の件、日程第14、議案第29号 指定管理者の指定の件、日程第15、議案第30号 指定管理者の指定の件、日程第16、議案第47号 中頓別町過疎地域自

立促進市町村計画の策定の件を一括議題とします。

本件について順次簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第4号 中頓別町行政不服審査会条例の制定について、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、2件は遠藤総務課長から、議案第6号 中頓別町災害危険区域の指定に関する条例の制定については中原産業建設課長から、議案第8号 中頓別町酪農振興支援条例の制定について、議案第9号 中頓別町商工業振興支援条例の制定について、この2件については平中産業建設課参事から、議案第13号 中頓別町立認定こども園条例の制定について、議案第14号 中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定については矢上保健福祉課長から、議案第16号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定については遠藤総務課長から、議案第18号 中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については吉田保健福祉課参事から、議案第26号から議案第30号の指定管理者の指定については遠藤総務課長から、以上順次説明をさせていただきます。

申しわけありません。議案第47号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について、長尾総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） おはようございます。それでは、私のほうから議案第4号、第5号を説明させていただきます。

議案第4号 中頓別町行政不服審査会条例の制定について。

中頓別町行政不服審査会条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

4ページをお開きください。制定の要旨であります。改正行政不服審査法（平成26年6月13日公布、平成28年4月1日施行）により、地方公共団体に、行政庁の処分等に対する審査請求に係る審査庁の判断の妥当性をチェックするための附属機関を置くこととされ、中頓別町行政不服審査会条例を制定し、審査会の委員について守秘義務及び当該義務に違反した場合の罰則や審査会の組織、その他審査会に関する必要事項を定めるところであります。

続いて、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

19ページをお開きください。改正の要旨であります。全部改正されました行政不服審査法の施行に伴い、従来の不服申し立てのうち異議申し立ては廃止されて、行政処分庁ま

たは原則として最上級行政庁への審査請求に一本化され、また不服申し立てが可能な期間は処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に延長されました。このことによりまして、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第6号 中頓別町災害危険区域の指定に関する条例の制定について。

中頓別町災害危険区域の指定に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

22ページをお開きください。制定の要旨、本町の頓別川の洪水による浸水被害は、近年では平成12年10月に床上浸水12戸、床下浸水32戸の被害が生じており、その後も台風、豪雨による農業被害等が発生していることから、本町における治水安全度は低いと言え、早期の治水対策が必要になっております。本町における頓別川の河川整備については、地先住民や町民代表等で組織した頓別川河川整備のあり方を検討する町民懇話会を中心に検討を進め、堤防をつくらず、高水敷掘削を主体とした自然環境保全に最大限配慮した整備とすることといたしました。高水敷掘削を主体とした整備とすることにより、大雨（50年確率）が降り、洪水となった場合、河川敷地以外の周辺農地等に浸水することが想定されます。その浸水が想定される範囲に住宅等の住居の用に供する建築物を建築する場合に一定の建築制限をかけ、災害から町民の生命を保護していくため、この条例を制定するものでございます。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） 26ページになります。議案第8号 中頓別町酪農振興支援条例の制定について。

中頓別町酪農振興支援条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

30ページをごらんください。制定の要旨でございますが、中頓別町内の酪農経営者の事業拡大や設備等の整備改修、後継者や新規参入希望者への事業継承の円滑化を進めるために要する経費の一部を助成し、酪農業の振興と地域経済の発展に資することを目的に制定するものです。

続きまして、議案第9号 中頓別町商工業振興支援条例の制定について。

中頓別町商工業振興支援条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

35ページをごらんください。制定の要旨でございますが、中頓別町内の商工事業者の事業拡大や設備等の整備改修、後継者や新規参入希望者への事業継承を円滑に進めるために要する経費の一部を助成し、商工業の振興と地域経済の発展に資することを目的に制定

するものであります。

以上です。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） 56ページになります。議案第13号 中頓別町立認定こども園条例の制定について。

中頓別町立認定こども園条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

59ページをお開きください。制定の要旨であります。子ども・子育て支援法の制定に伴い、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供を推進する場としての中頓別町立認定こども園条例を新たに制定するものであります。

続きまして、60ページの議案第14号になります。中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について。

中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

67ページをお開きください。制定の要旨であります。子ども・子育て支援法の制定に伴い、中頓別町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例で認定された就学前の子供のための教育、保育に関する利用者負担を新たに制定するものであります。

以上で提案説明とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第16号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

77ページ、改正の要旨であります。中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の廃止と中頓別町立認定こども園条例の制定に伴い、第2条に規定する地方自治法第244条の2第2項の規定による重要な公の施設を変更するために改正するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） 続きまして、議案第18号を説明させていただきます。

82ページをお開きください。中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

85ページをお開きください。改正の要旨です。中頓別町において社会福祉事業を営む社会福祉法人に対し、福祉施設に勤務すべき職員の養成に係る費用について一部を助成することにより、福祉職員の恒常的不足を解消することを目的として条例の一部改正を行うものであります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第26号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

今指定管理者の指定につきましては、公の施設名、中頓別町農業体験交流施設。

議案第27号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

公の施設の名称は、中頓別町社会教育施設等であります。

議案第28号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

公の施設名の名称は、中頓別町山村交流施設であります。

議案第29号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

公の施設の名称は、中頓別町ピンネシリ温泉であります。

議案第30号、指定管理者の指定につき、下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

公の施設名称は、中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園であります。

なお、本議案につきましては、第30号まで5つの議案の総括に関する説明をさせていただきます。今期5議案につきましては、平成28年3月31日をもって指定管理期間が満了となることから、平成28年4月1日より新たに指定管理者を指定するものであります。

今回の指定管理者の指定につきましては、議案第26号、中頓別町農業体験交流施設につきましては公募による手続としております。議案第27号の中頓別町社会教育施設等か

ら議案第30号、中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園の施設につきましては、公募によらない  
手続により検討を行ってきたところであります。当町における指定管理期間につきましては  
は4年間としているところで、議案第26号及び議案第27号においては今回指定管理期  
間を4年間としておりますが、議案第28号、中頓別町山村交流施設、議案第29号、中  
頓別町ピンネシリ温泉、議案第30号、中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園に関しましては、  
平成27年度より中頓別町観光振興計画の策定作業が進められていることから、この3施  
設に関しましては指定期間を2年間に短縮し、町観光振興計画策定後に改めて公募により  
指定管理者の指定を行うこととしております。

なお、公募により募集を行いました議案第26号に関しましては、応募者が現在の指定  
管理者1社でありました。募集手続に関しましては、平成28年1月8日公示、1月28  
日までの申請期間とし、2月8日、指定管理者選定委員会議を開催したところであり  
ます。先ほども申し上げましたが、敏音知地区の2施設と鍾乳洞自然ふれあい公園に関  
しましては、従前より一体的な管理を検討すべきとの意見がありますことから、選定委  
員会議においてその意向を踏まえ、指定管理期間を2年間とすることを確認し、町理  
事者へ報告をし、今回の指定管理者に関する議案となったところであります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 議案第47号、別途配付しています議案第47号をごらん  
ください。中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、中頓別町過疎地域自立促進  
市町村計画を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

最終ページの策定の要旨をごらんください。過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づ  
き策定した中頓別町過疎地域自立促進市町村計画（平成22年度から平成27年度）が今  
年度をもって終了することに伴い、引き続き過疎地域としての財政上の優遇措置等を活  
用するため、新たに中頓別町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度から平成32年  
度）までの5カ年計画を策定するものである。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第4号から第6号、第8号及び第9号、  
第13号及び第14号、第16号、第18号、第26号から第30号、第47号について  
は、議会運営委員会報告のとおり、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査したい  
と思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号から第6号、第8号及び第9号、第13号及び第14号、第16号、第18号、第26号から第30号、第47号については、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいまいきいきふるさと常任委員会に付託した議案第4号から第6号、第8号及び第9号、第13号及び第14号、第16号、第18号、第26号から第30号、第47号については、会議規則第46条第1項の規定により、本定例会の会期中に審査を終了するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号から第6号、第8号及び第9号、第13号及び第14号、第16号、第18号、第26号から第30号、第47号については、今定例会の会期中に審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

常任委員会審査のため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午後 3時58分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

#### ◎日程の追加

○議長（村山義明君） お諮りします。

ただいま議案第4号から第6号、第8号及び第9号、第13号及び第14号、第16号、第18号、第26号から第30号、第47号についていきいきふるさと常任委員会委員長報告が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から第15として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号から第6号、第8号及び第9号、第13号及び第14号、第16号、第18号、第26号から第30号、第47号のいきいきふるさと常任委員会委員長報告を日程に追加し、追加日程第1から第15として議題とすることに決定しました。

◎議案第4号～議案第6号、議案第8号～議案第9号、議案第13号～議案第14号、議案第16号～議案第18号、議案第26号～議案第30号、議案第47号

○議長（村山義明君） 追加日程第1、議案第4号 中頓別町行政不服審査会条例の制定の件、追加日程第2、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定の件、追加日程第3、議案第6号 中頓別町災害危険区域の指定に関する条例の制定の件、追加日程第4、議案第8号 中頓別町酪農振興支援条例の制定の件、追加日程第5、議案第9号 中頓別町商工業振興支援条例の制定の件、追加日程第6、議案第13号 中頓別町立認定こども園条例の制定の件、追加日程第7、議案第14号 中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定の件、追加日程第8、議案第16号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、追加日程第9、議案第18号 中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、追加日程第10、議案第26号 指定管理者の指定の件、追加日程第11、議案第27号 指定管理者の指定の件、追加日程第12、議案第28号 指定管理者の指定の件、追加日程第13、議案第29号 指定管理者の指定の件、追加日程第14、議案第30号 指定管理者の指定の件、追加日程第15、議案第47号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の策定の件、いずれもいきいきふるさと常任委員会委員長報告を一括議題とします。

本件につきまして、いきいきふるさと常任委員会委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○いきいきふるさと常任委員長（東海林繁幸君） いきいきふるさと常任委員会審査報告をいたします。

報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

平成28年3月9日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、東海林繁幸。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、議案第4号、議案名、中頓別町行政不服審査会条例の制定について、審査の結果、原案可決。

同じく議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、原案可決。

議案第6号 中頓別町災害危険区域の指定に関する条例の制定について、原案可決。

議案第8号 中頓別町酪農振興支援条例の制定について、原案可決。

議案第9号 中頓別町商工業振興支援条例の制定について、原案可決。

議案第13号 中頓別町立認定こども園条例の制定について、原案可決。

議案第14号 中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について、原案可決。

議案第16号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第18号 中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第26号 指定管理者の指定について、原案可決。

議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号 指定管理者の指定については、それぞれ原案可決いたしました。

議案第47号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について、原案可決。

なお、審査意見がございます。1、新規条例の制定について、町民に周知すること。また、酪農、商工業振興支援条例、社会福祉法人の職員養成に係る助成制度については、町内だけでなく、町外にも積極的に周知する努力をするべきである。

2、酪農、商工業振興支援条例に係る建設工事について、積極的に地元業者を活用するよう町として働きかけるべきである。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（村山義明君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより議案第4号 中頓別町行政不服審査会条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 中頓別町行政不服審査会条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第6号 中頓別町災害危険区域の指定に関する条例の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 中頓別町災害危険区域の指定に関する条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第8号 中頓別町酪農振興支援条例の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 中頓別町酪農振興支援条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第9号 中頓別町商工業振興支援条例の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 中頓別町商工業振興支援条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第13号 中頓別町立認定こども園条例の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 中頓別町立認定こども園条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第14号 中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第16号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号 中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第26号 指定管理者の指定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 指定管理者の指定は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第27号 指定管理者の指定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 指定管理者の指定は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第28号 指定管理者の指定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 指定管理者の指定は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第29号 指定管理者の指定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号 指定管理者の指定は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第30号 指定管理者の指定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号 指定管理者の指定は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第47号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の策定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第47号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◎議案第39号～議案第46号

○議長（村山義明君） 日程第17、議案第39号 平成28年度中頓別町一般会計予算、日程第18、議案第40号 平成28年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算、日程第19、議案第41号 平成28年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算、日程第20、議案第42号 平成28年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算、日程第21、議案第43号 平成28年度中頓別町水道事業特別会計予算、日程第22、議案第44号 平成28年度中頓別町下水道事業特別会計予算、日程第23、議案第45号 平成28年度中頓別町介護保険事業特別会計予算、日程第24、議案第46号 平成28年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算を一括議題とします。

本件について簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第39号から第46号について提案のご説明をさせていただきます。

平成28年度中頓別町各会計予算につきましては、一般会計では33億4,422万6,000円、自動車学校事業特別会計では3,530万1,000円、国民健康保険事業特別会計では2億8,236万9,000円、国民健康保険病院事業会計収益の収支については5億3,396万4,000円、資本的収支については1億1,977万6,000円、水道事業特別会計につきましては9,117万7,000円、下水道事業特別会計につきましては8,873万5,000円、介護保険事業特別会計につきましては2億1,359万9,000円、後期高齢者医療事業特別会計につきましては2,720万5,000円、合計47億3,635万2,000円、平成27年度予算額に比しまして10億1,112万4,000円の増となったところであります。大変厳しい財政見直しのもとに各会計可能な限り収支均衡を図り、財政の緊縮を図った予算の編成とさせていただいているところであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第39号から議案第46号までの8会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っております。なお、当該委員会には、地方自治法第98条第1項の規定による事務の検査権を委任したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第46号までの8会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとし、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による事務の検査権を委任することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託した議案第39号から議案第46号までの8会計予算については、会議規則第46条第1項の規定により、今定例会の会期中に審査を終了するよう期限をつけたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第46号までの8会計予算については、今定例会の会期中に審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

予算審査特別委員会設置のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時26分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎休会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

本日の会議の散会から予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会したいと思います  
が、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の散会から予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会とす  
ることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（村山義明君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 4時27分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員